

戸籍謄本・抄本等交付申請書（郵送用）

申請年月日 令和 年 月 日

処理欄

必要な戸籍	本籍 岩手県
	筆頭者

	謄本（全部）	抄本（一部）	必要な方のお名前	手数料
戸籍	通	通（ ）		1通 450円
除籍	通	通（ ）		1通 750円
改製原戸籍	通	通（ ）		1通 750円
戸籍の附票	通	通（ ）		1通 300円
	本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> 必要 ※チェックがない場合は 在外選挙人登録地 <input type="checkbox"/> 必要（登録のある方のみ） 記載されません。			
身分証明書	通	必要な方のお名前（ ）		1通 300円
※ ご本人以外の方が申請される場合は委任状が必要になります。				
独身証明書	通	必要な方のお名前（ ）		1通 300円
※ ご本人以外の方が申請される場合は委任状が必要になります。				
その他（ ）		証明書（ ）	通	円

最近2週間に以内に戸籍の届出をされた方は下に内容をお書きください。
 （ 月 日 市区町村に届出） 出生・死亡・婚姻・離婚・その他（ ）

使用目的（申請者が代理人やその他の関係の方は、請求理由、提出先等を具体的に書いてください。）

必要事項（誰のどのような内容が記載されているものが必要ですか。）

- 【氏名】 _____ が亡くなったことによる相続手続きのため
 - 死亡が記載されたもの _____ 通
 - 【氏名】 _____ の 出生 から 死亡 までのもの 各 _____ 通
 - 【該当する内容に☑】 () から () までのもの 各 _____ 通
 - () と () の関係を証明できるもの 各 _____ 通
- 附票請求につき
住所（ ）から（ ）までの履歴が記載されたものが必要。
- その他（ ）

申請者	住所	
	ふりがな 氏名	
	生年月日 T・S・H・R 年 月 日	日中連絡がつく電話番号 ()
	戸籍に記載されている人との関係（該当するものに○をしてください。） あなたは → 本人・配偶者・祖父母・父母・子・孫・その他（ ）	

郵送による『戸籍謄本・抄本等』のとりよせかた

- ・ 奥州市に本籍のある方は、次の①～④のものを同封して申請してください。
- ・ 郵送の場合は、交付までに2週間程度かかりますので日数に余裕を持って申請してください。
- ・ 郵送請求は、戸籍広域交付対象外のため本籍地以外の戸籍を交付することはできません。

① 戸籍謄本・抄本等交付申請書（郵送用）

② 本人確認資料 ※申請者の氏名と住民登録地の確認ができるもの。

運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、健康保険証等の写し（有効期限内のもので裏面に住所が記載されているときは両面のコピー）

または住民票（交付から3か月以内のもので、コピー等複写不可。交付された原本を送付してください。）

③ 手数料

手数料は郵便局で扱っている定額小為替（交付から6か月以内）で納入してください。

（定額小為替には何も記入しないでください。）

④ 切手を貼った返信用封筒

返信用封筒には、申請者の住所と氏名を記入し切手を貼ってください。申請通数が多い場合は、切手を多めに同封願います。

また、速達を希望される方は速達料金分の切手も併せて貼ってください。

※戸籍に関する証明の返送先については、②本人確認資料で確認した申請者の住民登録地のみとなり、それ以外の住所（勤務先、実家等）への送付はできません。

《あて先》

〒023-8501

岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地 （専用郵便番号のため住所省略可）

奥州市役所市民課戸籍係 TEL：0197-34-2913（ダイヤル） TEL：0197-24-2111 内線 1135

《ご注意》

- 戸籍はプライバシー保護の観点から、正当な理由がないと発行されません。
戸籍に名前が載っていない方が申請する場合は、『必要とする具体的な理由』及び『申請する人と必要な戸籍との具体的な関係』をできるだけ詳しく書いてください。（兄弟関係で、戸籍が異なる場合は委任状が必要です。）
- 申請内容に不備があると、申請書をお返しすることがあります。
また、手数料・送料の立て替えはできませんので、不足の場合はご連絡します。
- 本人から委任されて第三者が申請をする場合は、必ず委任者が署名捺印した委任状（誰が誰に何を何通委任するか等詳しく記入したもの）が必要になります。
- 偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。
- 返信用封筒には、必ず到着するよう、正確に（アパート名、部屋番号等）宛て先を記入してください。
- 海外から郵送請求する場合、必要項目や必要書類が異なりますので、市民課戸籍係までお問い合わせください。

《解説》

【筆頭者】……戸籍の最初に名前がある人で、亡くなくても変わりません。

【除籍】……記載されている方全員が除かれた戸籍をいいます。

【改製原戸籍】……戸籍法の改正により、新様式の戸籍に書き替えたときの旧様式の戸籍をいいます。